

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 1月25日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月25日に不適合管理委員会にて審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉格納容器機器ドレン流量計において、指示不良（ポンプ停止中で指示が出ている）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
2	3号機	タービン建屋排ガス放射線モニタ試料採取ラックにおいて、扉取っ手部の固着による開閉不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	使用済燃料輸送容器搬出測定作業の報告書作成において、添付資料の搬出物品確認書・確認書（B）の「写」が無い事が認められたため、対応検討	D	
4	4号機	給水加熱器（2A）水位調整弁において、グラウンド部のリーク量に増加が認められたため、対応検討	D	
5	4号機	燃料交換機通話装置の点検時、機上用ヘッドホンの不良が認められたため、当該ヘッドホンを交換	D	
6	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプエリア局所空調機の点検時、ファンカップリング取付部嵌合値に許容値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
7	5号機	原子炉建屋大物搬入口室床漏洩検出器の点検時、検出器先端に塗料付着による検出器感度低下事象が認められたため、当該検出器を修理	D	
8	5号機	計装用空気系空気圧縮機（B）潤滑油圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	5号機	ストームドレン建屋油ドレンサンプルポンプ（A）において、吐出圧力計の計装配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	6号機	燃料交換機主ホイストにおいて、制御ケーブルに破損（被覆キズ等）が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
11	集中環境施設	雑固体焼却設備排ガス分析計の点検時、サンプル流量の低下が認められたため、当該分析計を点検・修理	D	
12	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）炉内圧補助調節弁において、弁固着（90%開度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	現場監視用モニタにおいて、焼却建屋3階雑固体北側保存場所（チャンネルNO. 5）の映像不良が認められたため、当該カメラを点検・修理	D	
14	その他	海生物処理設備において、原料受入ホッパ点検口等（計9箇所）に腐食が認められたため、当該部を補修	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで